第191回文化審議会文化財分科会議事要旨

開催日 平成30年4月20日(金)14:00~15:30

場 所 文化庁特別会議室(旧文部省庁舎2階)

出席者 委 員 亀井会長,薦田委員,佐藤委員,宮崎委員 文化庁 次長,文化財部長,文化財鑑査官(併)参事官, 伝統文化課長,美術学芸課長,記念物課長,その他関係官

1. 次長挨拶

2. 分科会長選任・会長代理指名

文化審議会令第5条第3項の規定に基づき、亀井委員が分科会長に互選され、文化審議会令第5条第5項の規定に基づき、佐藤委員が分科会長代理に指名され、了承された。

- 3. 文化庁職員紹介
- 4. 文化審議会文化財分科会運営規則等について

伝統文化課課長補佐から、文化審議会文化財分科会運営規則、文化審議会文化財分科会の会議の公開について、文化審議会文化財分科会の審議手続基準、史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可に関する文化審議会文化財分科会の審議手続基準、今後の運営方針について説明があり、了承された。

5. 専門調査会に属すべき専門委員の指名について 会長から、専門調査会に属すべき専門委員の指名がなされた。

6. 諮問·答申

①重要文化財(建造物)の指定について(諮問)

文化財鑑査官(併)参事官から,重要文化財(建造物)の指定について説明があり,審議の結果,第二専門調査会において調査することとした。

②重要伝統的建造物群保存地区の選定について (諮問)

文化財鑑査官(併)参事官から,重要伝統的建造物群保存地区の選定について説明があり,審議の結果,第二専門調査会において調査することとした。

③史跡等の現状変更の許可について (諮問・答申)

記念物課長から、史跡等の現状変更の許可について説明があり、審議の結果、別紙のと おり答申がなされた。

6-③史跡等の現状変更の許可について (諮問・答申)

史跡に係るもの8 0件名勝に係るもの2 8件天然記念物に係るもの4 0件